

平成21年度主要な政策に係る評価書

政策所管（政策評価担当）部局課室名 情報流通行政局地域通信振興課、放送政策課、
地方情報化推進室、高度通信網振興課、電波政策課
放送技術課、地上放送課、衛星放送課、地域放送課
評 価 年 月 平成21年7月

1 主要な政策の概要

（政策名）

政策12 ユビキタスネットワークの整備

（政策の基本目標）

2011年7月を目標として、「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」使えるデジタル・ディバイドのないインフラを実現することで、ユビキタス化を推進する。

（政策の概要）

2010年度末までに、ブロードバンド・ゼロ地域を解消するために、条件不利地域等の情報通信基盤の整備を推進するとともに、地域公共ネットワークの全国的普及の促進等の取組を実施する。

また、2011年7月の地上デジタルテレビジョン放送への完全移行に向け、国民に円滑にデジタル放送に移行していただくよう総合的な対策を実施するとともに、日本のプレゼンス、国際世論形成力を向上させるため、外国人向け映像国際放送等の充実を図る。

（平成20年度予算額）

13,964百万円

2 政策実施の環境

（1）政策をとりまく最近の情勢

「IT新改革戦略」（2006年1月 IT戦略本部決定）等における「2010年度末までにブロードバンド・ゼロ地域を解消する」との目標達成に向けて、平成19年10月からデジタル・ディバイド解消戦略会議を開催し、同会議において取りまとめられた報告書を踏まえ、平成20年6月に「デジタル・ディバイド解消戦略」を策定した。なお、2008年9月末時点で、全国におけるブロードバンドサービスの世帯カバー率の推計値は98.6%となっており、全体として整備が進んでいるものの、目標達成に向けその一層の推進が求められている。

地上デジタルテレビジョン放送への完全移行については、2001年の電波法改正等により導入が決定され、これまで関係府省、地方公共団体、放送事業者、メーカー、販売店等の関係者との連携の下、国民における理解醸成、受信機器の普及、共聴施設のデジタル化改修、デジタル中継局の整備等の諸課題に取り組んできたところである。今般、2011年7月の期限まで残りわずかとなり、国民に円滑にデジタル放送に移行していただくようさらに徹底した取組

を行う必要があり、平成21年5月25日の情報通信審議会の第6次中間答申においても、さらなる対策の強化が提言されたところである。

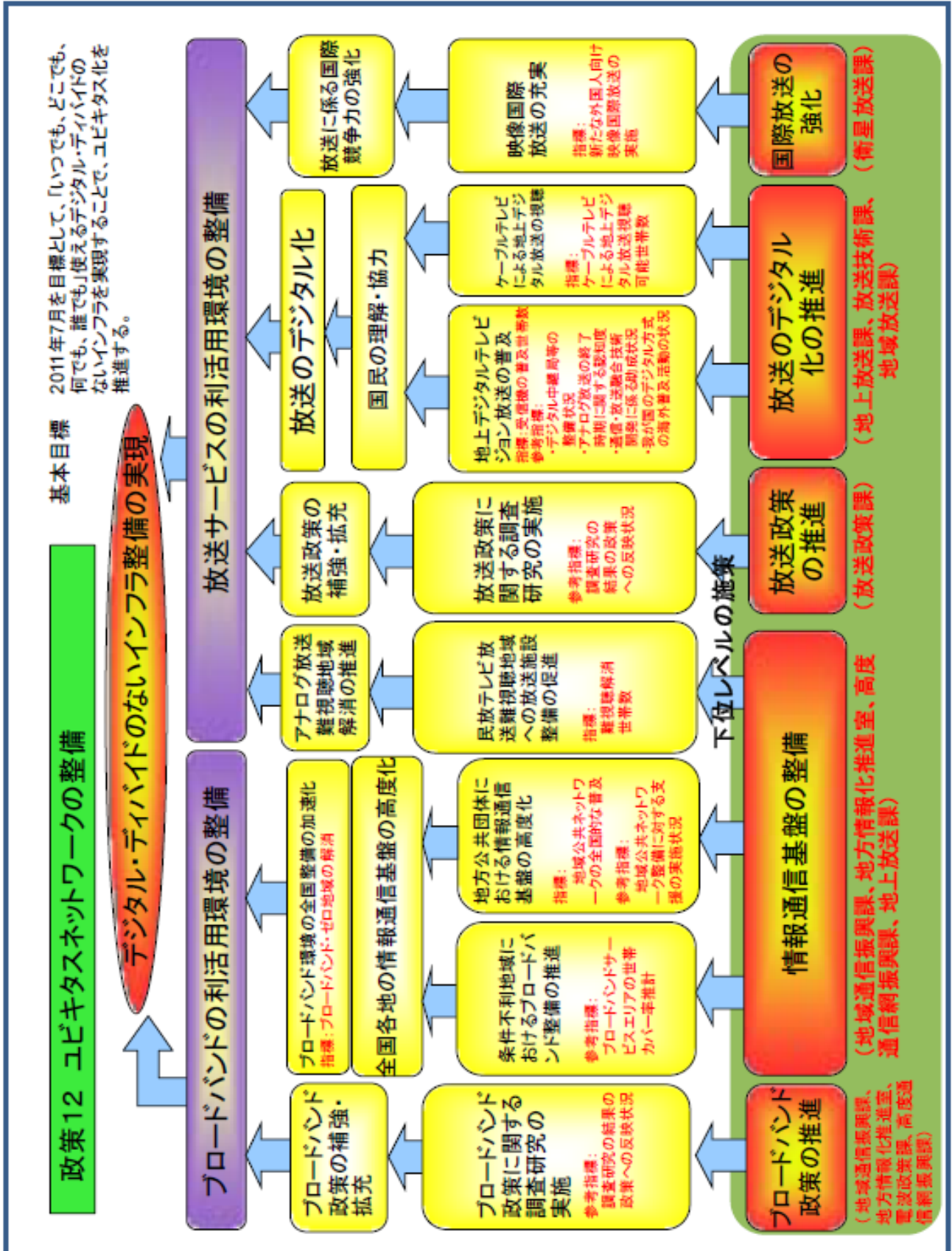
また、近年の欧米等における国際的な映像情報発信の活発化等を踏まえ、我が国の映像による国際放送についても対外情報発信力の強化が求められており、通信・放送の在り方に関する政府与党合意（平成18年6月20日）における「新たな外国人向けの映像による国際放送を早期に開始する。その際、新たに子会社を設立し、民間の出資等を積極的に受け入れるとともに、必要な国費を投入する」旨の提言を踏まえ、平成19年に放送法の一部を改正し、「外国人向け」の映像国際放送に関する制度整備を行ったところである。

（2）関係する施政方針演説等内閣の重要方針（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
第169回国会における福田内閣 総理大臣施策方針演説	平成20年1月 18日	地方の情報通信基盤の整備を行い、市街地の中心部に公共施設や居住施設を集中したり、路面電車を導入する取り組みなどを支援します。
IT 新改革戦略	平成18年1月 19日 IT戦略本部決定	2011年7月を目標として、「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」使えるデジタル・ディバイドのないインフラを実現することで、ユビキタス化を推進する。
第159回国会における小泉内閣 総理大臣施政方針演説	平成16年1月 19日	家庭のIT基盤整備につながる地上デジタルテレビジョン放送の普及を促進し、暮らしの中でITを実感できる社会を実現いたします。
第166回国会における安倍内閣 総理大臣施政方針演説	平成19年1月 26日	（略）ICT産業の国際競争力を強化するとともに、（略）、アニメ、音楽、日本食など、日本の良さ、日本らしさにあふれる分野の競争力を強化し、世界に向けて発信する、「日本文化産業戦略」の策定も含め、ヒト、モノ、カネ、文化、情報の流れにおいて、日本がアジアと世界の架け橋となつてともに成長していく、「アジア・ゲートウェイ構想」を、5月までに取りまとめます。

3 政策効果の把握の手法

(1) 基本目標の達成過程（いわゆる「ロジック・モデル」）



(2) 指標等の進捗状況

「あらかじめ目標(値)を設定した指標」

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	18年度	19年度	20年度
ブロードバンド・ゼロ地域の解消	ブロードバンド・ゼロ地域の解消	22年度	ブロードバンド・ゼロ地域の解消状況の判断の目安となるブロードバンドサービスエリアの世帯カバー率推計により本施策の進行管理を行うもの。	平成20年9月末時点で、ブロードバンドのサービスエリアの世帯カバー率の推計値は98.6%となっており、全体としては整備が進んでいるものの、採算性が見込めないいわゆる条件不利地域等にあっては、民間事業者のみによる整備が困難な状況にある。そこで、民間事業者に対して電気通信基盤充実臨時措置法に基づく利子助成・税制優遇等の支援策を引き続き講じるとともに、国庫補助により、情報通信基盤を整備する条件不利地域における市町村等に対する支援等を行っているところ。		
難視聴解消世帯数	500世帯	20年度 (単年度)	民放テレビの難視聴等の解消状況を示す難視聴解消世帯数により本施策の進行管理をするものである。	202世帯	164世帯	67世帯 (13%)
地域公共ネットワークの全国的な普及	地域公共ネットワークの全国的な普及	22年度	地域公共ネットワークの全国整備の実現への貢献状況を示す地方公共団体による整備事業の実績により本施策の進行管理をするものである。目標値は、IT新改革戦略に基づくものである。	地域の教育、行政、福祉、医療、防災等の高度化を図るための地域公共ネットワークの整備を行う地方公共団体等に対し、その経費を補助しているところ。		

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	18年度	19年度	20年度
地上デジタルテレビジョン放送受信機の普及世帯数 (注)	全世帯 (5,000万世帯)への普及(世帯普及率100%)	23年度	「IT新改革戦略(H18.1.19)等において、2011年7月までに地上デジタルテレビ放送への全面移行を実現するとされている。よって、2011年度までに全世帯に地上デジタルテレビジョン放送受信機が普及することを目標とするものである。	27.8%(約1,400万世帯相当)	43.7%(約2,200万世帯相当)	60.7%(約3,035万世帯相当)
ケーブルテレビによる地上デジタル放送視聴可能世帯数	約2,300万世帯	22年度	国民が広くデジタル放送を享受するためには、ケーブルテレビのデジタル化対応が不可欠であり、その進捗状況の目標値は、「重点計画-2007」(H19.7.26)において、ケーブルテレビについては、2010年までにすべてデジタル化されることを目指すこととされている。	約1,870万世帯	約2,120万世帯	約2,250万世帯
映像国際放送の充実	新たな外国人向け映像国際放送の開始	20年度	我が国の対外情報発信力を強化するため、特に、映像国際放送の充実を図ることとしており、新たな外国人向け映像国際放送の開始時期を目標に設定し、進行管理を行うこととする。		外国人向け映像国際放送に関する制度整備に係る放送法等の一部を改正する法律案を国会に提出	平成21年2月2日新たな外国人向け映像国際放送を開始

(注) 実績値は地上デジタルテレビ放送に関する浸透度調査(平成16年度より毎年3月に実施)結果より

「参考となる指標その他の参考となる情報」

指標等	分析の視点	18年度	19年度	20年度
ブロードバンドサービスエリアの世帯カバー率（推計）	ブロードバンド・ゼロ地域の解消状況の判断の目安となるブロードバンドサービスエリアの世帯カバー率（推計）が着実に推移しているか。	95.2% （18年度末）	98.3% （19年度末）	98.6% （20年9月末時点）
地域公共ネットワーク整備に対する支援の実施状況	地域公共ネットワークの全国整備の実現への貢献状況を示す地方公共団体による整備事業への支援が着実に推移しているか。	33事業	15事業	19事業 （20年12月末時点）
（ブロードバンド政策の推進に関する）調査研究の結果の政策への反映状況	地域におけるブロードバンド化を促進するために、ブロードバンド基盤の整備、利活用の促進及び人材の育成等に関する検討が総合的に行われ、着実に政策に反映されているか。	「デジタル・ディバイド解消戦略」（平成20年6月）において、ブロードバンドの具体的な対象として3.5世代携帯電話やWiMAX等のワイヤレスブロードバンド、衛星を加えることとなったことを踏まえ、それらの整備状況の把握の方法等の調査検討などを行ない、ブロードバンド・サービスのサービスエリアの世帯カバー率（推計）の計測方法に反映させた。		
（放送政策の推進に関する）調査研究の結果の政策への反映状況	国民視聴者の利便性の向上や放送の健全な発達に資するため、デジタル化し、多様化した放送インフラの高度な利活用や調査研究の成果が着実に政策に反映されているか。	「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会」の報告書を踏まえ、移動受信地上放送の早期実現のための制度整備に係る電波法及び放送法の一部を改正する法律案を平成21年通常国会に提出した。		
デジタル中継局等の整備状況	アナログエリアの100%カバーを目的として推進しているデジタル中継局整備が順調に進捗しているか。	85%	93%	97%

指標等	分析の視点	18年度	19年度	20年度
アナログ放送の終了時期に関する認知度 (注)	地上デジタルテレビジョン放送の円滑な普及の前提となる国民における理解醸成が順調に進捗しているか。	60.4%	64.7%	89.6%
通信・放送融合技術開発に係る助成状況	地上デジタル放送のサービスの多様化等に資するための、通信・放送融合技術の開発を行う者に対する助成金の交付実績はどうか。	申請：13件 採択：8件	申請：13件 採択：8件	申請：15件 採択：3件
我が国のデジタル放送方式の海外普及活動の状況	我が国のデジタル放送方式の海外における採用を目指した活動が適切に実施されているか。	デジタル放送に関心を寄せている南米諸国（チリ、ベネズエラ、エクアドル、アルゼンチン、ペルー等）において、我が国の方式を既に採用しているブラジルと協力しながらセミナーやデモンストレーションを実施。また、アジアではフィリピンに対して同様の働きかけを実施。なお、ペルーにおいては平成21年4月24日に我が国の方式を採用することが決定された。		

(注) 地上デジタルテレビ放送に関する浸透度調査（平成16年度より毎年3月に実施）結果より

4 政策の総合的な評価

(1) 評価結果（総括）

平成20年度は、平成19年度から引き続き、国民生活において不可欠なものとなっている情報通信サービスを全国で利用できる環境を整備するため、情報通信基盤を整備する地方公共団体等への支援等を行ってきたところであり、ブロードバンドサービスエリアの世帯カバー率（推計）の指標等をみると一定の有効性等があったといえる。放送政策の推進については、「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会」の報告書を踏まえ、電波法及び放送法の一部を改正する法律案を平成21年通常国会に提出するなど、調査研究の結果が着実に政策に反映されている。地上デジタルテレビジョン放送への完全移行については、デジタル中継局の整備状況（直接受信が可能なエリア）、国民におけるアナログ放送の終了時期の認知度は順調に推移しており、また、デジタル対応受信機器の普及世帯数は約3,035万世帯相当と、当初の目標（3,100万世帯）に近い水準まで普及が進みつつある状況である。映像国際放送の充実についても、本年2月より新たな外国人向け映像国際放送が開始されるなど、着実に効果をあげているものと認められる。

(2) 基本目標等の達成状況の分析

(ア) 必要性

情報化が進展する今日、多くの情報通信サービスが国民生活に不可欠なものとなっているが、民間事業者の採算性の観点から地域ICT基盤の整備等が期待できない地域が多数存在している。これらの課題解決に向け地域ICTの基盤整備、利活用、人材育成について国が各取組の整合性を図り、中長期的・総合的観点から統一的に実施することが、地域情報化の効率的・効果的な推進には不可欠である。

なお、本施策は、IT新改革戦略及び重点計画 - 2008の推進の一環として実施される施策であり、国の責務において行われる必要がある。

放送のデジタル化については、放送サービスの充実・多様化や周波数の有効利用、国際競争力の強化につながる等の効果が期待されるものであり、2011年7月のデジタル放送への完全移行が円滑に行われるよう、国民への働きかけや送受信環境の整備促進等について、引き続き対応していく必要がある。国際放送については、平成20年度に新たな外国人向け映像国際放送が開始されたところであるが、放送に係る国際競争力強化のため、引き続き取組を進めていく必要がある。

(イ) 有効性

ブロードバンド・ゼロ地域の解消や地域の教育、行政、福祉、医療、防災等の高度化を図るための地方公共団体等への支援の取組については、ブロードバンドサービスエリアの世帯カバー率（推計）が平成20年9月末時点では98.6%となっている等、着実に進捗していることから、有効性が認められる。

地上デジタルテレビジョン放送への完全移行については、デジタル中継局等の整備状況（直接受信が可能なエリア）が97%、国民におけるアナログ放送の終了時期の認知度が89.6%に達し、また、デジタル対応受信機器の普及世帯数は約3,035万世帯と、当初の目標（3,100万世帯）に近い水準まで進みつつある状況である。さらに、我が国のデジタル放送方式の海外普及活動に関しては、平成21年4月24日にペルーにおいて我が国の方式が採用されている。以上の指標等の状況から、本政策は有効性があると認められる。

(ウ) 効率性

ブロードバンド・ゼロ地域の解消については、個々の地域におけるブロードバンドの具体的な整備について、関係する地方公共団体、事業者等の関係者と連携し適切な役割分担を行い、効率的に実施している。地上デジタルテレビジョン放送への完全移行に向けて、国民の理解醸成、受信機器の普及、共聴施設のデジタル化改修、デジタル中継局の整備等の推進に当たっては、放送事業者、メーカー、販売店、地方公共団体等の関係者と連携し適切な役割分担を行い、効率的に実施している。

なお、アナログ放送の難視聴解消事業については、平成20年度で終了した。

5 今後の課題と取組の方向性

(1) 政策の課題と取組の方向性(総括)

2010年度末までのブロードバンド・ゼロ地域の解消に向けて、残りのブロードバンド・ゼロ地域を解消すべく、着実に民間による整備を促進していくとともに、条件不利地域等の不採算地域において、情報通信基盤の整備を行う地方公共団体等への支援を実施していく。

2011年7月までの残されたわずかな期間で、アナログ放送を視聴されている国民に円滑にデジタル放送に移行していただくよう、国民における理解醸成、受信機器の普及、共聴施設のデジタル改修、デジタル中継局の整備といった諸課題にさらに徹底して取り組んでいく必要がある。

国際放送の強化については、平成21年2月から新たな外国人向け映像国際放送が開始されたところであり、引き続き、受信環境の整備を図る等、対外情報発信力の強化に向けた取組を行う必要がある。

(2) 個別課題と取組の方向性

今後の課題	取組の方向性	
<p>【課題】民間事業者の参入の期待できない地域における情報格差解消のため、引き続き情報通信基盤整備への支援が必要</p> <p>【下位レベルの施策名】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報通信基盤の整備 ・ブロードバンド政策の推進 <p>【主な事務事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域情報通信基盤整備推進交付金事業 ・情報通信格差是正事業 	見直し・改善の方向性	ブロードバンド整備率については、平成20年9月末時点で98.6%であり、民間事業者の参入の期待できない地域における情報通信基盤整備については、情報格差(デジタル・ディバイド)が依然としてあるため、その解消のために施策を推進していく。
	(予算要求)	情報通信基盤の高度化に向けて、引き続き予算要求を行う。
	(制度)	引き続き、光ファイバを敷設する事業者への法人税の特別償却(国税)、固定資産税の課税標準の圧縮(地方税)等を行っていく。
	(実施体制)	継続

今後の課題	取組の方向性	
<p>【課題】 デジタル時代における放送制度については、様々な検討課題が存在するため、引き続き必要な調査・分析を行っていく必要がある。</p> <p>【下位レベルの施策名】 放送政策の推進</p> <p>【主な事務事業】 ・デジタル時代における放送政策に関する調査研究</p>	見直し・改善の方向性	放送政策の推進については、施策に着実に反映されていると考えられるところ、通信・放送の総合的な法体系の見直しや放送の完全デジタル化等の政策動向を見据えて、引き続き実施していく必要がある。
	(予算要求)	政策動向を踏まえつつ、引き続き予算要求を行う。
	(制度)	-
	(実施体制)	
<p>【課題】 地上デジタルテレビジョン放送への完全移行については、2011年7月までの残されたわずかな期間で、アナログ放送を視聴されている国民に円滑にデジタル放送に移行していただくよう、国民における理解醸成、受信機器の普及、共聴施設のデジタル化改修、デジタル中継局の整備といった諸課題にさらに徹底して取り組んでいく必要がある。</p> <p>【下位レベルの施策名】 放送のデジタル化の推進</p> <p>【主な事務事業】 ・受信障害防止対策 ・国際普及型デジタル放送方式の開発</p>	見直し・改善の方向性	国民における理解醸成、受信機器の普及、共聴施設のデジタル化改修、デジタル中継局の整備といった諸課題にさらに徹底して取り組んでいく。
	(予算要求)	課題を踏まえ、必要な予算要求を行う。
	(制度)	
	(実施体制)	今後、地上デジタル放送への完全移行に向けた各種対策を着実に実行するための体制の強化を図る必要がある。

今後の課題	取組の方向性	
【課題】 国際放送の強化に関しては、 対外情報発信機能の確保等 の観点から引き続き充実を 図っていく必要がある。 【下位レベルの施策名】 国際放送の強化 【主な事務事業】 ・ 国際放送の実施	見直し・改善の方向性	国際放送の強化については、実施状況等を参考にしつつ、引き続き、受信環境の整備を図る等、対外情報発信力の強化に向けた取組を行っていくこととする。
	(予算要求)	引き続き、必要な予算要求を行う。
	(制度)	
	(実施体制)	

6 学識経験を有する者の知見の活用等

(1) 学識経験を有する者の知見の活用

IT戦略本部においてとりまとめられた「IT新改革戦略(平成18年1月)」について、政策の必要性及び課題等を把握することに活用した。

「定住自立圏構想研究会(座長 佐々木毅 学習院大学教授)」においてとりまとめられた「定住自立圏構想研究会報告書(平成20年5月)」中の「定住自立圏とICT」部分について、今後の課題と取組の方向性の把握に活用した。

「遠隔医療懇談会(座長 金子郁容 慶應義塾大学教授)」においてとりまとめた「中間とりまとめ(平成20年7月31日)」により、ICTを活用した遠隔医療の今後の課題等について、これまでの議論の中間的整理が行われ、地域の情報化の課題と取組の方向性の把握に活用した。

ICTビジョン懇談会においてとりまとめられた「中間とりまとめ(平成21年4月20日)」を今後の課題と取組の方向性の把握に活用し、政策の評価に活用した。

また、「総務省の政策評価に関する有識者会議」(平成21年5月27日)における委員からの国際放送の強化に関する指摘を受け、評価書の内容に反映した。

(2) 評価に使用した資料等

- ・ IT新改革戦略(平成18年1月19日)
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/060119honbun.pdf>
- ・ 重点計画2008(平成20年8月20日)
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/080820honbun.pdf>
- ・ デジタル・デバイド解消戦略(平成20年6月24日)
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2008/080624_3.html
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2008/080624_4.html
- ・ ICTビジョン懇談会中間取りまとめ(平成21年4月20日)
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02tsushin01_000010.html